

平成25年(ワ)第46号 福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 武田 悦子 ほか821名

被告 国・東京電力株式会社

## 準備書面(41)

2016(平成28)年11月14日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

同  
同  
同  
同  
同  
同

小野寺利  
広田次  
鈴木堯  
米倉  
笹山尚  
渡辺淑  
坂田洋  
吉田悌一郎

孝男  
博  
勉  
人  
彦  
介  
一郎  
外



本準備書面では、原告らが感ずる「不安」（精神的損害）は、決して、被告東電が主張するように、原発からの距離、空間放射線量の値、政府や自治体からの広報、復興状況や経済状況等によって解消されるものではないことを総論的に述べ、被告東電準備書面（13）に反論する。

また、今回、同時に提出する原告準備書面（42）では、不安の大前提である放射性物質による汚染状況が、いわき市において未だに解消されていないことを述べる。

さらに、今回は、原告らの「不安」の評価根拠事実を概括的に主張し、次回以降、詳細な主張・立証を行う予定である。

## 第1 精神的損害の根源にあるもの：「不安」

### 1. 避難区域の指定と精神的損害賠償の範囲が合致するはずもないこと

被告東電は、原告らが、その生活の本拠を、強制的避難区域外（自主的避難等対象区域内）に置いていることから、その精神的賠償についても、中間指針追補等に基づく一律賠償で十分である旨の主張を展開している（被告東電準備書面（13）3頁～）。

しかし、そもそも政府の設定した避難指示区域内外の区別と、精神的損害の範囲とが合致するはずもない。避難区域の指定は、単に、政府が今後予想される被ばく線量に応じて、行政区も意識しながら避難区域の指定をしたにとどまるものであって、精神的損害のような損害賠償の範囲と一致するはずもないのである。

### 2. 甚大でかつ継続的「不安」

原告らが求める精神的損害の根本にあるのは「不安」である。原告らの不安は「単なる不安感」程度に止まるものではない。放射性物質により居住地域が汚染され、また、現在も不安定な福島第一原子力発電所が存在する福島県浜通りの地域内に住み続けざるを得ないことへの「不安」である。放射性物質は、生命・身体という究極的保護法益に、長期

間にわたり影響を及ぼす危険性のある有害物質である。それは、一般人・通常人を基準としても、深刻な危険感や不安感の原因となる物質である。

この放射性物質により当該地域（いわき市）が汚染され、その除染も不十分なまま、時間だけが推移している。この自然豊かないわき市では、原発事故前であれば、放射性物質の存在など全く気にすることなく、豊かな自然環境を享受できる地域であったが、当然に享受できるこの権利が奪われてしまった結果、住民の生活の平穏が継続的に侵害され続けているのである。

これは、一般人・通常人であっても当然に持つ不安であって、しかも、到底受忍することなどできない不安である。

低線量被ばくの評価は、当分の間、答えのない「グレーゾーン」として推移するであろう。しかし、そのグレーゾーンであることは、影響について曖昧なだけに、私たち滞在住民をかえって不安にさせているのである。

「100 $\mu$  Gy以下の被ばくでは、有害事象や放射線による遺伝影響は検出されない」などの見解は、1回の急性被ばくによるデータであって、今回の原発事故のように、微量の放射性物質による長期にわたる被ばくの場合ではない。このような長期・微量の放射性物質による生態的影響の研究は、今、始まったばかりである。

生死にかかわるかもしれない重大な問題について、白黒がはっきりしない不安な状態のまま生きていく宿命を、原発事故は私たち滞業者に突き付けたのである。

### 3. 「不安」への対処方法の違いに過ぎないこと

その不安を払拭するために、ある者（家族）は、元の生活圏から離れるといういわゆる「自主避難」の決断をした。また、ある者（家族）は、仕事や経済的問題など、現実問題として、元の生活圏から離れた生活に

はあまりに困難を伴うことから、元の生活圏に止まりつつ、従前の行動の自由を抑制しながら生活し続ける「生活内避難」とも称すべき状態を続けている。

自主避難実行者も、滞在者も、「不安」という点では共通しており、その不安の解消方法が異なるだけのことである。

#### 4. 口にしづらい不安

注意すべきは、滞在者においても、現在も、不安が解消しているわけでもないということである。滞在者は、常に心の中で不安を抱きつつも、滞在し続けることを決断した以上、通常の日常生活を送らざるを得ない。安心することはなくても、滞在し続けると決断した以上、「大丈夫なはずである。」と信じ続けたいのである。

そのような地域状況の中で、放射性物質に対する不安を安易に口にすれば、「この地域は安心である」と信じたい者との軋轢を招くこととなる。そうすると、低線量放射性物質に汚染された地域では、容易に不安さえ口にすることが出来ないというまた新たな精神的負担を抱えながら、あたかも通常の日常生活をとりもどしたように装い、過ごしていかなければならないのである。このように、安易に口にも出せない実に厄介な不安を否応なく持たざるを得ないのである。

低線量放射性物質の将来的影響について、確定的見解が未だに無いことは争いの無い事実であろう。その影響が分かるのは遠い将来のことであろう。そのような不安の中で、万が一の将来的影響、しかも取り返しのつかない影響を、可能な限り避けながら日常生活を送らざるを得ないという精神的負担を持ち続けなければならないのである。

## 第2 精神的損害に対する損害評価の不当性

### 1. 自主避難地域の切り捨てに過ぎないこと

強制的避難は、「故郷喪失」の言葉に代表されるように、その地域の

人の生活の営みを全面的に根本から奪うものであって、その精神的苦痛は過酷なものであるが、避難指示区域の内外における精神的損害の差異は、相対的なものに過ぎない。

現在、避難指示区域の内外で「雲泥の差」とも評価できる賠償格差が生じており、その賠償格差が、強制避難者と滞在者との軋轢という新たな損害（精神的負担）を誘発しているが、そもそも、わずかな距離の違いだけで、精神的負担に大きな違いが生ずるはずもない。このような新たな損害とも称すべき避難者と滞在者間の軋轢は、単に、被告東電が、滞在者に対し、適切な賠償を実施していないことに端を発した問題と言える。現在のような極端な賠償格差は、単に、自主的避難等対象区域に滞在する住民の損害をあまりに軽く捉え、それを切り捨てていることに他ならないのである。

## 2. 強制避難地域の被害と相対的差異に過ぎないこと

放射性物質は、目に見えず、臭いもなく、触れても分からない。避難指示区域の内外で、鉄のカーテンで区別されているわけではなく、放射性物質は、いわき市のような自主的避難等対象区域内の住民の生活圏内にも否応なく入ってくるのである。

また、放射性物質は、やっかいなことに、一定範囲に留まるものではなく、常に移動している。風や水によって移動し、動物や植物内に堆積し、それが、動植物を通じて、人の体内に取り込まれる恐れもあるのである。

そうすると、強制避難区域とその周辺の自主避難区域における精神的負担（不安）の差異は、まさに相対的なものに過ぎない。

## 3. 損害評価の不当性

中間指針追補に基づき、例えば、自主避難区域の一般の大人に対して支払われた賠償額は、8万円と4万円の合計12万円に過ぎない。そして、被告東電の原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の和解仲介手

続における答弁等を見ると、最初に支払われた8万円中4万円に相当する部分が精神的慰謝料相当額と主張しているようである。

しかし、一般に、裁判実務において、精神的慰謝料は、交通事故、離婚、名誉棄損、刑事事件などで裁判で問題となり、日常生活の阻害の程度や精神的負担、その継続性などを考慮して決められるが、4万円などという低額の慰謝料など、裁判実務において、ほぼ存在しないと言っても過言ではないだろう。放射性物質の存在により、長期に渡り「不安」を抱え、日常生活を制限しながらの生活を余儀なくされていることが、僅か4万円という金額で評価されて良いはずはないのである。

#### 4. 損害継続期間の不当性

そして、その賠償期間もあまりに短期であり不当である。被告東電は、例えば、自主的避難等対象区域内の一般の大人に対し、平成23年4月22日までの期間しか、精神的損害はなかったとして、この期間の賠償しかしていない。

しかし、放射性物質の半減期があまりに長いことだけから見ても、この短期の賠償期間は間違いであることは明らかであろう。また、原告らの陳述書、各種アンケートの結果を見ても、「不安」の継続が、原発事故後1か月程度で終焉を迎え、落ち着いた日常生活を取り戻すに至っていないことも明らかであろう。

### 第3 「不安」の評価根拠事実（総論）

#### 1. いわき市と同じ経済圏・文化圏内である「浜通り」内の事故であること

被告東電は、いわき市の場合、福島第一原発から一定程度離れていることから精神的損害は生じていない旨主張しているが（被告東電準備書面（13）4頁～）、重要なことは、単純な距離の問題ではないということである。いわき市の経済圏や文化圏は、福島第一原子力発電所が存在する福島県「浜通り」という同一地域内に存在しており、また、いわき

市は、強制避難区域と隣接している存在している地域であることを忘れてはならない。

とうほう地域総合研究所が行ったアンケート調査（甲 A151）の 11 頁によれば、「県外への自主避難」「県内への自主避難」「長期休暇に自主避難」のいずれかを回答した割合は、相双地域では 70.0%，いわき地域では、68.5%と、同じ浜通りに位置するいわき市や相馬市からの自主避難者は、住民の約 7 割に上っているのに対し、県北地域では、38.7%に留まる。原発からの距離や地域的一体性などもあり、浜通りからの自主避難者は、中通りや会津地方に比べて極端に高かったのである。決して、単純な距離だけでは被害の程度が決まるのではないことが分かるであろう。

しかも、現在も不安定な状態の福島第一原発が浜通りに存在しているという厳然たる事実が、地震や台風、高潮、強風など、自然災害が起こるたびに、住民を不安にさせている。

現在でも、汚染水漏れ問題は収束を見ない。汚染水は、海水に流れ、「沿岸流」と呼ばれる沿岸部を南方向に流れる海流に乗り、いわき市沖を汚染している（北方面よりも南方面の汚染が深刻である。）。現在でも、いわき市沿岸の底魚を中心に、その汚染が認められる。このような魚介類を通じた内部被ばくへの不安を住民は常に抱え続けているのである。このような意味でも、単純に原発からの距離によって不安が解消されるというわけではないことが分かるであろう。

## 2. いわき市の自主避難者の数とその継続

いわき市から他の地域に避難した自主避難者数について、被告は 15,377 人という主張（誤った主張）を展開している（被告東電準備書面（13）の 16 頁～）。

しかし、原子力損害賠償紛争審査会の第 14 回に提出された資料 1「福島県における避難の概況」の 3 頁下に記載されているように（甲 A275），

この 15,377 人という自主避難者数は、「主に県内避難所に避難した人数」であって自主避難者数の数ではない。いわき市の行ったアンケートによれば、34 万人の約 6 割（いわき市の人口からすると 20 万人以上と推定される）が避難を選択しているのであるから（甲 A276 いわき市実施のアンケートなど）、自主避難の数が 15,377 人であるはずはない。

3. 避難実行・避難継続者の存在は、滞在者の「不安」と表裏の関係にあること

放射性物質への「不安」から逃れるために、いわき市の多くの住民が、いわゆる「自主的避難」を実行せざるを得なかった。平成 23 年当時の避難実行について、いわき市の行った市民向けのアンケート調査の結果をみても、先に述べたように、初期段階の自主避難実行者は、約 6 割に上っている（甲 A276）。

また、既に、原発事故後 5 年以上の月日が経過しているが、このいわき市においても、現在も自主的避難を継続している世帯は、福島県内の他の市町村（特に、福島市や郡山市など同規模の市）に比べて決して少なくない（甲 A277）。「自主避難」の定義は難しく、自治体により定義は区々であるため、親戚や知人宅への避難者や、家賃を自ら負担しながら避難を実行している世帯も含めた正確な自主避難数を把握することは難しい。そこで、県外の避難者でみなし仮設住宅を利用している世帯数（福島県が把握している数）を比較してみると、平成 26 年末の時点で、いわき市からの自主避難者で仮設住宅を利用している世帯数が 1,194 世帯に上る。中通りに位置する福島市からの避難世帯は 1,404 世帯、郡山市からの避難世帯は 1,064 世帯であるから（甲 A277）、中通りの中核都市に比べても決して少なくない世帯が、このいわき市から避難を継続的に実行しているのである。

「いわき市は、相対的に線量が低いので、中通りの都市よりも安心した生活を送っている。」旨の主張が、根拠を失うことが分かるであろう。



被告東電が主張するように、いわき市に滞在することへの不安が本当に解消されれば、このような自主避難実行者も少なくなるであろうが、県外でみなし仮設住宅を借りている人だけでもこれだけの数の避難者が存在しているように、決して不安は解消されていない。すなわち、県外への自主的避難者が現在も相当数存在することは、滞在者の「不安」の存在と表裏の関係にあると言えよう。

#### 4. 側溝の土砂問題

放射性物質は、雨や風により移動する。雨樋の下などの放射性物質の数値が高いことは周知の事実である。そのような汚染水が側溝に溜まり、いわき市内の各側溝の放射性物質の濃度が高いことは、以前から問題視され、特に子どもを持つ家族の間で大きな問題となっていた。小さな子どもの行動を制限することはできない。小さな子どもは、側溝などで泥遊びや水遊びをする。そのため、特に、小さな子どもを持つ家族にとって、大きな不安を誘発する原因となっていた（この例だけでも、放射線モニタリングポストの値だけで安心できるはずもないことは分かるであろう。）。

この側溝汚泥除去問題は、いわき市をはじめとする福島県内の各自治体が、国の予算で撤去を求めてきた問題であった。

本来、側溝汚泥は、毎年春と秋とに、いわき市民らが一斉にボランティア作業を行い、その汚泥は市町村が処分する。側溝の泥上げを怠ると、悪臭や衛生状態悪化（害虫・蚊の発生など）にもつながり、地域的問題を引き起こすことになる。

しかし、原発事故後、側溝内の汚泥の放射性物質の値が高かったこと、また、それを処分する先を見つけることが出来なかったことから、いわき市では、この数年間、側溝の泥上げ作業を中断していた。

中間貯蔵施設の完成の目途が立っておらず、放射性物質を含んだ汚泥を運び、処分する場所がない。いわき市をはじめ各区域外避難地域の市

町村としては、到底、自治体の財源だけでは対応できないとして国に負担を求めているが、国は容易にこの除染費用を負担しようとはせず、自治体は、不安視する住民と、処理費用の負担を約束しない国との間に挟まれ、時間だけが経過してしまった。この度、いわき市では、国の対応を待っていることは、住民の不安に即応することが出来なくなるとして、いわき市小名浜をモデル事業として、自主財源で撤去することにしたのである（甲 A278）。

この事実は、この5年半以上もの間、いわき市の住民は側溝汚泥の放射性物質のために、ずっとその生活の不安を抱えていることを意味する。側溝汚泥の処理の遅れは、特に、いわき市内の子ども自身の行動を制限し、子どもを持つ家族に対し多大な精神的負担をかけ続けてきたのである。

## 5. 海の汚染問題

いわき市をはじめ福島県浜通りは、その歴史的発展に鑑みても、海とは切り離せない地域である。特に、福島県の沖合は、親潮(千島海流:寒流)と黒潮(日本海流:暖流)が交わる「潮目の海」とも呼ばれ、様々な魚たちが獲れる好漁場として知られ、この漁場で採れた魚は、「常磐もの」と言われ、築地市場でも珍重されてきた。

ところが、原発事故後、特に、沿岸性魚種については、現在も基準値を越える放射性物質が検出されており、安全性が確認されていないとの認識の下で、漁業者自らの判断により操業を自粛し、試験操業のみを行っている状態が、既に5年半以上も続いているし、国から出荷制限が指示されている魚種が未だに多く存在している（甲 A279）。

平成 23 年 4 月以降、福島県が行っている魚介類の放射性物質のモニタリングの調査結果のうち、いわき市沖だけで採取された魚介類のモニタリング結果を見ても、いわき市沖では相当な汚染が認められてきた（甲 A280「福島県の水産物の緊急時モニタリング検査結果について」の

いわき市沖で放射線量の基準値(100 ベクレル)を超えた魚貝類の一覧)。

いわき市の住民の多くが、以前は、釣りを楽しむなどしてきたが、海の汚染のために、今は、その行動を制約せざるを得ない。また、「常磐もの」という地場産の魚のブランド力を下げ、今後の将来の見通しという意味でも不安に晒されている。

汚染されたプランクトンの死骸や、魚の糞は、海底に沈んで溜まる。食物連鎖により、海生生物は、そのような汚染された餌を食べ続けることから、放射能濃度が下がりにくく、住民の不安が解消することはない。厄介なことに魚は一か所に止まらず、泳ぎ回ることから、当該魚介類が本当に安全であるのかについて、住民は不安を感じ、「海の街いわき」の価値が根本から損なわれる事態となっている(甲 A281)。

#### 6. 汚染水問題

現在も、汚染水問題は継続している。環境中に汚染水を流出させているトラブルが頻発している。凍土壁の失敗に代表されるように、汚染水処理の見通しも立っておらず、絶望的状態が、滞在しているいわき市民をより不安にさせている。今後、被告東電は、汚染水の処理のためにトリチウムの大量海洋放出することも検討しているようであり(甲 A282)、いわき市民の不安は尽きない。

#### 7. 山林の汚染とキノコ・山菜の出荷制限等の問題

キノコや山菜について、放射性物質の検査の結果、基準値(100 Bq/kg)を超えたものについては、出荷が制限されている。いわき市も例外ではない。林野庁のホームページ(甲 A283, 林野庁「きのこや山菜の出荷制限等の状況(福島県)」)には、平成28年6月24日現在も、キノコや山菜の出荷制限状況が記載されている。これによれば、いわき市でも、①原木なめこ(露地栽培)、②野生きのこ、③たけのこ、④こしあぶら、⑤ぜんまい、⑥たらのめ(野生)、⑦わらびが出荷制限になっており、野生のさんしょうも出荷が自粛されている。

このような山の汚染のため、原発事故前まで、いわき市の豊かな山の恵みを享受していた市民は、その行動の自由を制限され、不安が付きまとい、山歩きやキノコ狩り、山菜採りなどが事実上できない状態となっている。

#### 8. 生物の異常報告問題

福島県内の動植物に異常（奇形など）が見られるのではないかとの指摘は学会からも見られ（例えば、平成27年8月10日から11日に開催された「福島原発事故による周辺生物への影響に関する専門研究会」の報告書（甲 B44））、そのような報道のたびに、滞在者は放射性物質の生態的・遺伝的な不安を感じ、精神的な苦痛を受けてきた。

例えば、のアブラムシ類の奇形、ヤマトシジミの奇形、野生ニホンザルの白血球数、ため池に生息するコイの健康異常など指摘されており、それらの異常が放射性物質による影響であることを否定できないことから、いわき市の住民にも不安を与え続けている。

#### 9. 甲状腺がんの問題

従前は、100万人に1人～2人の確率でしか発生しないと言われてきたが甲状腺がんやその疑いの子どもが、県民健康調査の一巡目・二巡目を合わせると、延べ174人も見られている。このいわき市でも、29名の子どもに小児甲状腺がん及びその疑いの結果が出ており、住民の不安は大きく、平穏な生活が侵害されていると言える（甲 A284）。

確かに、ある専門家によれば、この甲状腺がんの数は、すべての子ども対象とした調査であり、そのスクリーニング効果によるもの過ぎないという見解もあるが、しかし、他方、別の専門家によれば、大量の発生の予兆であるとの見解も見られるところである。このような専門家の論争は、滞在者の「不安」を強めることとなるのである。

このほかにも、いわき市住民の「不安」を基礎づける評価根拠事実として、土壌汚染問題、初期段階のヨウ素被ばく問題、避難者との軋轢問題、観光業を代表する風評被害問題など、様々な要素が挙げられる。

これら滞在者の無視できない不安を継続させる要因について、次回以降、詳しく主張・立証する。

以上